

第一面宜野湾村議会臨時議会の議録 一月二十日午後

日時 一月二十日 自正午至四時四十分

場所 宜野湾村役所にて

出席議員

一 仲村春勝 二 比嘉森康 三 又吉亀助

四 伊波一夫 五 吉波誠信雄 六 長瀬英彦

七 松川栄昌 八 知念俊吉 九 米須清和

三 新城正博

議長 參與員の指名をなす

一 村長 知念清一 二 助役 吳屋真徳 三 収役 仲村春松

四 総務課長 宮里勇 五 土地主任 宮城豊吉

議長 議案第一号及第三号を付議する旨を宣す

議案第一号 及 第三号 〆ニ議会を以て召集致し一時休会

して再度研究会を招いて研究したいと存じます不如何

と略す

全員賛成と唱ふ

議長 全員賛成につき一時休会をなし研究会に移議案

第一号 〆三号を研究する事を宣す 予正午時五分

研究会を用い議会再開する旨を宣す 予正午時五分

議案第一号 及 〆三号は尚研究を要するのて引続き

休会致し會期延長致しなにと存じます不如何

と略す

全員異議なし

議長 全員異議なしにつき引続き休会し會期延長する

旨を宣ふ

々 再開期日について再審議願ひます

一番土地等級設定委員会の都合もあるし村長が以て

再会期日を決定し通知して戴く様に村長に一任

する事を議決し度い

議長「一番議員の御意見に対し異議なき故を紹る  
全員異議なし」

議長「全員異議なきに付き再同期日の決定は村長に任  
ずる事を議決する旨宣す」

々引継ぎ休会する旨を宣す 午後二時三〇分

研究会記録(研究事項) 一月二十日

議案第一号(一) (意見)

一 〇 番 軍用地の使用料問題未解決なる為土地税に關し

賦課方法は前年度の通り施行する事を希望する

四 番 もし賦課する場合軍用地に關する軍の支拂ひに關し村に

責任を轉じ得れば賦課しても支障なきと思慮する

但し軍用地でも(耕作地、未耕作地)の区別をなし既耕作地

は軍使用地代との關係なく賦課しても可

村長 説明をなす

軍使用地料に關しては軍としても何時でも支拂はする

事は確實であるが現在民間として借地料價格引上

げ方を軍と接拵中なかり民間の土地主個人に於て

借地契約をなすものも無き為村として責任は持

ち得ない

議長 今までの御意見はよりますと軍用地(未耕作地)は今年

に限り免稅する事を本會議に上提する事に關し異議

なきより左記の通り決定す

記

一 軍用地はたゞ通り賦課する

(一) 用地内の耕作地は全面賦課

(耕作地の決定は現況による)

(二) 用地内で未耕作地は(現在使用地)は賦課せず

(不耕地)は賦課の対象は地主とする

二 解放地は全面賦課

但し公道への潰地及軍の捨場採石場は賦課せず

四 番 土地税賦課に關しては等級別の均しか出来てない

現状で現在の特價即ち実質上の土地の価値に

對し賦課すべきである

九 番 同じ村内の各部落別の土地調査による等級だけ

基準に於ては村内の土地価値の差が異なる為非常

に不均一になる故も知らぬ

村長會議議事録（昭和二十一年） 一月二十一日

段階別に關しては土地等級設定委員會に於て  
村一率の均一等級の設定を成さしめ其の設定せる  
等級に對し賦課する方法を決議する

助役 一 再議案は全面修正となる為再度調製提  
て可なり哉 但し修正せるものを以て原案とする  
全員 異議なし

四番 職別勤務日数は三五日となつて居るが二十五日は  
万勤者であり普通の人は二〇日程夜の出勤しか  
見積られないと思慮するが二〇日に訂正しては如  
何

全員 二〇日間と訂正する事を決議する